市

示

第

四

の財政所建計

画が

村

市

財

政

再建

計

画

0

公表

承認があったので、

方財政再建促進特別措置

本第四条の規定に 昭和三十一年十二月一日附で自治庁長官

0

情充当額その他特定 財源の範囲内とし、 財源の範囲内とし、 財源の範囲内とし、 が制度が がの他の経費の での他の経費の での他の経費の での他の経費の

償

還計

政府資金

公募債

曲

より公表します。

昭和三十二年一月十

村

市

長

大

村

純

毅

の合理化に努め再建特別会計への繰出金

建営金

建債

未價還元金

89.000.000四

89.000.000

89.000.000

84.060.601

78.934.826

73.615.560

68.095.411

62.366.702

56.421.459

50.251.401

43.847.925

37.202.097

30.304.637

23.145.890

15.715.890

8.004.189

89.000.000

0

財

政再建計

画を自治

庁で

承認

大計画をたてる。

制人びな

照のこと)

今回地方財政再建促進特別措置法(昨年十二月

一日発行の本紙参

の適用を受けてこれを解消することとなった。

大村市では昭二十九年度までに約八千九百万円の赤字を抱えたが

昭和32年1月15日

財

財

政再建の期間

診期とする八年度間とし昭和三十一年度を始期

の基本 介 化に関する方針 水性を考慮に入れ、 な見換に止めるものと 財政力に応じた行政 規模に止めるものと は関する方針 化に関する方針

(--)

財

政再

建

総括的事項

1 市長事 務 部 hij

福祉事務所となっ る。議営 都 課 あるいは文書簿冊の の理の過程において をあ必要な措置を講 できる限り權限を事務 できる限り權限を事務

予算配当令達と 理化に関するも 理化に関するも

算の執行 関する方

K

つ針の

ら市最

額

入

昭和 31 年度

32 11

- 33 //

34 //

35 "

36 1

37 11

38 7

計

度

3

なび

財 政

元 利 支 拂期日

昭和31年 8月 1日

32年 2月 1日

32年 8月 1日

33年 2月 1日

33年 8月 1日

34年 2月 1日

34年 8月 1日

35年 2月 1日

36年 2月 1日

ッ 35年 8月 1日

リ 36年 8月 1日

37年 2月 1日

37年 8月 1日

リ 38年 2月 1日

カ 38年 8月 1日

39年 2月 1日

89.000.000四

2+

競入の増收及び

期間中に

漸減す

再

までに予算配付申請毎四半期開始前十日では四半期に分け、

査金繰

請

1E

VC

かれれ

が、

37

引

る。

また担

税力 3

理 限で

F 0

借

(旬刊)

大村市政だ この再建計画は既に市 この再建計画は既に市 ある。 おおれ 分五 告

府資金ニニ、〇〇〇千一九百万円の再建債(政・ 府資金二二、 公募债五六、 たち 00 0 で

〇千円この利子のうち ででは、 できるだけ節約し投 はできるだけ節約し投 のはできるだけ節約し投 容は次のこおりであ 9 から暫く辛抱

ための陣痛であります する水第であります。 一層の御協力をお願い して頂き

を 全な市財政を確立する かったいては不満足な点もある面においては不満足な点もある面におけれるでしようが、大 あ。 終的にこれを整理、

オに 大定数職員に かっぱ 動の臨時職員に かっては、定数職員に 繰入れ がった いては、定数職員の は がった いては、定数職員の は かっぱい は いっぱい は いまい は いっぱい は いま いっぱい は 制する。
一般を超えないよう抑性を超えないよう抑制を超れていても総の他消費をしたの他消費をしたの他消費をある。 債充当額その他特定る。單獨事業についる。單獨事業についる。單獨事業についる。單獨事業についる。 る。單獨事業を必要最少限の補助事業にの 人件費、 方制(二) 及び 及び節減に関する投資的経費の抑 物件費につ

び節減に関する事 一人件費の抑制

項及

び節滅に關する事項消費的経費の抑制及 33.000.000 6分5厘

56.000.000 8分2厘

個 還 元 金 利 子 一四 3.368.500四 3.368.500円 3.368.500 3.368.500 4.939.399 3.368.500 8.307.899 5.125.775 3.182.124 8.307.899 5.319.266 2.988.633 8.307.899 5.520.149 8.307.899 2.787.750 5.728.709 2.579.190 8.307.899 5.945.243 2.362.656 8.307.899 6.170.058 2.137.841 8.307.899 6.403.476 1.904.423 8.307.899 6.645.828 1.662.071 8.307.899 6.897.460 1.410.439 8.307.899 7.158.731 8.307.899 1.149.168 7.430.016 877.883 8.307.899 7.711.701 596.198 8.307.899 303.710 8.004.189 8.307.899

34.047.586

123.047.586

0 S

打 所 長崎縣大村市 250 番地 市役房 大 村 電話 (代表)750番 印刷所 つに印刷所

0

てこを綴じて保存して下さ

0

を提供しているので現状 を提供しているので現状 を行政部門におけるので現状 を行政部門におけるので現状 を行政部門におけるので現状 を対しるが、再検 を対しるが、ので現状 を対しるが、ので現状 を対しるが、ので現状 を対しるが、ので現状 を対しるが、ので現状 を対しるが、ので現状 を対しるが、ので現状 を対しるが、ので現状 を対しるが、ので現状 を対しるが、ので現状

努力する。 教行計画と、税收入時に歳出予算の執行において極力経費当っては予算の執行にを図り歳入についてを図り歳入についてを図り歳入について極力経費の能別に、 大田 (大田 (大田) はこれが増入について (大田) はこれが増入について (大田) はいる (大田)

2歳出の抑制及び節 減に關する事項 Aび節減に関する 消費的経費の抑

した場合、困難 歳出の抑制及び節減に関する事項 再 次難を対した。 建に 必要な具体

ついては、その最高 法令に基く手数料に 針 する。 及び確保に関する方に一税外收入の増収 五%以上として努力五%以上、滯納分五 慮の場実捗

的 (四面へつづく) 職員数につい く度い K

効率を高める。 おととも無限は団体の などを考慮し、諸腫 がを闘る。 ではし、 がを闘る。 では、 がでは、 がでいては、 がでいては、 がでいては、 がでいては、 がでいては、 がでいては、 がでいては、 がでいては、 がでいては、 がいては、 がいな、 が こもにそりに そりに 改訂を行い極力増とを考慮し、諸種でも対しても類似団体の狀、物価指数の変動での狀である。 確保す 3

稅	滯	納	整	理	計	畵		
							nn	

第三号様式 そ	ラニ	大村市	單位千円)		
年度	前年度よりの 練 越 額	微收 步音	微收额		
昭和29年度	30.321	36.0%	11.187		
昭和30年度	30.311	31.8	9.335		
昭和31年度	29.589	41.0	12.262		
昭和32年度	24.155	45.0	10.960		
昭和33年度	18.658	55.0	10.270		

I

次 總 合 計 畵

大 村 市

(單位千円)

昭	和 3 4 年 (第四年度)	定	略	和 3 5 年 (第五年度)	度	昭	和 3 6 年(第六年度)	产	昭	和 3 7 A (第七年度)	p 度	昭	和 3 8 年 (第八年度)	定 定
入、額	一般財源と して使用可 能額	一般財源の前 年度対比增減 (ム)額	歲入額	一般財源と して使用可 館額	一般財源の前 年度対比增減 (△) 額	歲入額	一般財源と して使用可 能額	一般財源の前 年度対比增減 (△) 額	歲入相	一般財源と して使用可 能額	一般財源の前 年度対比 省 減 (△)額	歲 入 粗	一般財源と して使用可 能額	一般財源の前 年度対比増減 (△) 額
3.040	103.040	0	103.040	103.040	0	103.040	103.040	0	103.040	103.040	0	103.040	103.040	
3.040	103.040	0	. 103.040	103.040	0	103.040	103.040	0	103.040	103.040	.0	103.040	103.040	0
-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.729	42.729	307	42.440	42.440	△ 289	42.439	42.439	Δ 1	42.438	42.438	Δ 1	42.437	42.437	Δ 1
8.902	-	-	78.195	-	-	76.324	-	-	83.026		-	75.3 4	-	-
2.700	-	-	2.000	-	-	2,600	-	-	4.500	-	-	3.0 00	-	-
_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.700	-	-	2.000	-	-	2.600	-	-	4.500	-	-	3.000	-	-
2.288	32.288	450	34.337	34.337	2.049	35.416	35.416	1.079	33.872	33.872	△ 1.544	34.441	34.441	569
9.659	178.057	757	260.012	179.817	1.760	259.819	180.895	1.078	266.876	179.350	△ 1.545	258.302	179.918	568
出机	一般 財源	一般財源充当 前年度対比 骨滅(△)額	歲出額	1907 1607 1507	一般財源充当 前*度対比 増減(Δ)額	歲出額	一般 財源	一般財源充当 前年度対比 增减(△ 類	歲出額	一般 財源	一般財源充当 前年度対比 増減、Δ」額	戦出額	一般 財源 充 当 初	一般財源充当 前年度対比 増減 △)額
.964	135 . 906	△ 246	195.793	137.460	1.554	197.168	139.135	1.675	197.378	139.320	185	197.193	139.160	Δ 160
2.290	78.514	5*	82.290	78.234	△ 280	82.290	7 .514	280	82.29	78.514	0	82.290	78.514	0
8.626	46.437	-	48.626	46.437	-	48.626	46.437	-	48.626	46.437	-	48.626	46.437	-
3.664	32.077	5	33.664	31.797	△ 280	33.664	32.077	280	33.664	32.077	-	33.664	32.077	0
3.980	29.834	△ 180	34.260	30.120	286	33.880	29.759	△ 361	34.330	30.184	425	34.080	30.059	Δ 125
7.694	27.558	Δ 71	79.243	29.106	1.548	80.998	30.862	1.756	80.758	30.622	△ 240	80.823	30.587	Δ ² 5
2.418	11.533	866	30.934	11.247	△ 286	33.806	14.568	3.321	39.925	11.549	△ 3.019	31.936	12.071	***
0.723	9.838	866	29.239	9.552	△ 286	29.081	9.843	291	38.230	9.854	11	30.241	10.376	522
.695	1.695	0	1.695	1.695	0	4.725	4.725	3.030	1.695	1.695	△ 3.030	1.695	1.695	0
2.185	29,526	△ 271	31.504	29.329	△ 197	28.607	26.954	△ 2.375	28.766	27.674	720	27.467	26.981	△ 693
5.616	13.957	448	16.616	14.441	484	16.616	14.963	522	16.616	15.524	561	16.616	16.130	606
5.569	15.569	Δ 719	14.888	14.888	△ 681	11.991	11.991	△ 2.897	12.150	12.150	159	10.851	10.851	△ 1.299
-	-	-	-	-	-	-	* =	-	-	-	- '	-	-	-
3.567	176.965	349	258.231	178.036	1.071	259.581	180.657	2.621	266.069	178.543	△ 2.114	256.596	178.212	Δ 331
.092	1.092		1.781	1.781		238	238		807	807		1.706	1.706	
			0 1											
092	-		1.781	- 1		238			807			1.706		

歲入歲出年

指定日昭和31年5月20日

华健	昭和2	9 年 度	唱	和 3 0 4	s 度	昭	和 3 1 4		昭	和 3 2 氧 (第二年度)	产度	蹈	和 3 3 年 (第三年度)	度
(歳入)	歲入額	一般財源と して使用可	歲入額	一般財源と して使用可 能額	一般財源の前 年度対比增減 (△)額	歲入額	一般財源と して使用可 能額	一般財源の前 年度対比增減 (△ 額	歲人額	一般財源さ して使用可 能額	一般財源の前 年度対比 省 減 (△)額	歲入額	一般財源と して使用可 能額	一般財源 年度対比 (△) 額
税收入	94.457	94.457	96.534	96.534	2.077	102.977	102.977	6.443	103.040	103.040	63	103.040	103.040	
(普通年度分	94.457	94.457	96.534	96.534	2.077	102.977	102.977	6.443	103.040	103.040	63	103.040	103.040	
財政再建の 爲の増收分						-	-		-	-	-	-	-	
地方交付稅		33.495	49.071	49.071	15.576	41.641	41.641	△ 7.430	42.297	42.297	656	42.422	42.422	1
国庫支出金 び縣支出金		528	76.745	234	△ 294	86.132	-	△ 234	82.749	-	-	75.800	-	
地方债	18.200	300	3,600	-	△ 300	98.000	92.000	92.000	6.500	-	△92.000	2.600		
/財政再建债						89.000	89.000	89.000	-	-	△89,000	-	_	
っその他	18.200	-	3.600	-	-	9.000	3.000	3.000	6.500	-	△ 3.000	2.600	-	
その他	45.468	44.368	50.526	48.601	4.233	48.089	37.919	△10.682	35.989	35.541	△ 2.378	31.838	31,838	Δ 3.7
支入 計	282.835	173.148	276.476	194.440	21.292	376.839	274.537	80.097	270.575	180.878	△93.659	255.700	177.300	△ 3.5
(厳出)	歲出額	一般財源 充 当 和	歲田額	一般財源 充 当 額	般財源充当 前年度対比增 減(△)額	歲出額	一般財源 充 当 額	一般財源充当 前年度対比省 減 △」額	歲出額	一般財源 充 当 額	ー般財源充当 前年度対比増 減(△)額	歲田額	一般財源	般財源 前車度対 増減(△
消費的経費	223.584	164.651	220.226	159.344	△ 5.307	203.839	145.229	△14.115	197.180	139.147	△ 6.082	194.185	136.152	Δ 2.9
人件費	92.399	88.498 '	84.025	79.840	△ 8.658	82.307	78.157	△ 1.683	82.285	78.509	352	82.285	78.509	*
()基本給	52,540	50.145	47.903	45.957	△ 4.188	48.626	46.437	480	48.626	46.437	-	48.626	46.437	*
ョ) その他	39.859	38.353	36.122	33.883	△ 4.470	33.681	31.720	△ 2.163	33.659	32.072	352	33.659	32.072	
物件費	44.566	41.884	38.172	33.009	△ 8.875	38.319	33.993	984	33.870	29.749	△ 4.244	34.135	30.014	20
その他	86.619	34.269	98.029	46.495	12.226	83.213	33.079	△13.416	81.025	30.889	△ 2.190	77.765	27.629	△ 3.26
投資的経費	70.082	19.328	38.292	17.138	△ 2.190	60.978	19.690	2.552	40.134	11.992	△ 7.698	27.927	10.667	Δ 1.3.
補助事業費	63.492	15.788	34.803	14.449	△ 1.339	46.201	15.683	1.234	37.839	9.697	△ 5.986	26.232	8.972	Δ 72
單独事業費	6.590	3.540	3.489	2.689	△ 851	14.777	4.007	1.318	2.295	2.295	△ 1.712	1.695	1.695	Δ 60
公债费	16.017	16.017	18.940	18.940	2.923	20.541	18.137	△ 803	32.080	28.558	10.421	32.904	29.797	1.23
財政再建價 元利償邀金						4.480	2.076	2.076	16.616	13.094	11.018	16.616	13.509	41
その他	16.017	16.017	18.940	18.940	2.923	16.061	16.061	△ 2.879	15.464	15.464	Δ 597	16.288	16.288	82-
その他	56.271	56.271	88.443	88.443	32.172	91.481	91.481	3.038	1.000	1.000	△90.481	0	0	△ 1.000
田野	365.954	256.267	365.901	283.865	27.598	376.839	274.537	△ 9.328	270.394	180.697	△93.840	255.016	176.616	△ 4.08
入竣出差引	△83.119		△89.425	△89.425	1. 1	0	0		181	181		684	684	
張費選多線 頃 (B)	-		-											-
影繰越額 (ピノ	-		-				Tt.				4			•
#繰延御 (1)	6.430		-	,										•
(B)+(C) }	△89.549		△89.425			0			181			684		

現過年度調定分の税の徴收計画

(第三县様式 その二は一面 に掲載)

第三号様式 その一

大 村 市 (單位千円)

1	医分	阳和	1 2 9 年度		昭和	130年度		昭和31年度					
乾 目		爾 定 額	收入额	微收步台	關定額	收入机	微收步合	湖 定 額	收入額	うち財政再建の ための増収分	微收步含		
1 法	定书通税	94.513	83.270	- % 88	98.849	87.199	88	97.543	90.895	1	93		
1 市	町村民税	35.643	31.494	88	34.808	30.509	88	32.679	30.004		92		
- 周	定賽產稅	37.839	31.369	82	41.328	34.488	83	41.593	37.955		91		
ハモ	の他の税	21.031	20.407	97	22.713	22.202	98	23.271	22.936		99		
2 法 5	定 外 普通稅												
3 目 自	的税その他												
合	iH	94.513	83.270	88	98.849	87.199	88	97.543	90.895		93		

	昭和32	年 度	昭和33年度							
調 定 額	收入額	うち財政再建の ための増収分	役 w 步 合	調 定 額	牧 入 額	うち財政再建の ための 智 収分	微彩步台			
97.543	92.080		94	97.543	92.770	190	95			
32.679	30.399		93	32.679	30.679		94			
41.593	38.680		93	41.593	39.055		94			
23.271	23.001		99	23.271	23.036		99			
					-					
97.543	92.080		94	97.543	92.770		95			

(一面よりつとく)
一〇名、昭和三十年度に一九名の人員整度に一九名の人員整度に一九名の人員整度に一九名の人員整度に一九名の人員整度に一九名(二二十年)。
「註()內は名(一二二十年)。
「記()內は全国の職員三一名)で最少必不は、一個の職員三一名)で最少必不は、一個の職員三一名)で最少必不可以表面。

大きないとうにして でも財政の実情とに でも財政の実情とに でも財政の実情とに でも財政の実情とに が一割程度について が件費の抑制及 の機額を昭和三十二年度より。 でも財政の実情とし、 でも財政の実情とし、 でも財政の実情とし、 の機額を昭和三 で行う。

(ロ) 交際費、報償費 (ロ) 交際費、報償費

及び節減に関する事 市行政および市民に 市行政および市民に およぼす影響を考慮 の上、取捨選択しこ れを行う。 2 ひ節滅に関する事項 で、負担金については真に已むを得いては真に已むを得いては真に已むを得ないものに限ることを担当政需要額ののの一円) で、基準財政需要額ので、負担金については真に見むを得る。

抑制 佐村の取替えあるい は年度検査を定期的 は年度検査を定期的 に警察の協力により で通取締などの機会 で通りにより 價事務や、その他で、これ以上の强かで、これ以上の保かせ、これ以上の保かせ、 固定資産における新 課税標準の補捉にの 課税標準の補捉にの 課税標準の補捉にの 荷車などについてい 税率引上け 関する事項の税率の記 目変換などは毎年の第、城失、城失、城 新税の創設は考え 度八八八の る(一) 事務の制約を受け ので困難である。 関する件 税の増收及び確保 | 徴収歩台の引 厳入の増収及 確保に関する 新税創設に関 收 は考 あいるて 和繰出 H £ えて えて 。十金 事び るり会た的いは車 るの評化の調地新やつ PC

確保に関する事項

事項 事項 事項 を行うここを動能と を行うここを動能と を行うここを動能と を行うここを動能と を行うここを動能と をの他の経費の については昭和三十 については昭和三十 にのいては昭和三十 でとする。

は民族は国難である所 を限度より見てこれ を限度より見てこれ を限度より見てこれ を限度より見てこれ を取りまする事 を取りまする事 を取りまする事 を取りまする事 を取りまする事

補助事業の

2 税外收入の増收及び 3 税 ともに、延 2 税外收入の増收及び 3 税 に 関す